

# 奈井江町 町内事業者等事業継続緊急支援金

奈井江町では、原材料等の価格高騰による影響を受けている町内の中小・小規模事業者、個人事業主の事業継続に向けた一助とするため支援金を給付します。（この事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しています。）

## 給付額

法人、個人事業主を問わず 10万円

## 給付対象の主な要件

### 【原材料等コスト要件】

2021年11月～2022年10月までのいずれかの月に購入した原材料等の単価が  
2020年11月～2021年10月までのいずれかの月の単価よりも増加

### 【その他の要件】

1. 基準月（2021年11月から2022年10月までのいずれかの月で、申請者が比較の対象とした月）以前から継続して事業による事業収入（売上等）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
2. 法人の場合は、
  - ①資本金の額または出資の総額が10億円未満、または
  - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者
3. 町内に事務所または事業所があり、町税等の滞納がない方・暴力団等ではない方
4. 奈井江町の農業生産資材価格高騰緊急支援金（15,000円/ha）を受給する農業者ではない方

※「奈井江町事業応援給付金（1～6月）」、「同（7～12月）」、「道内事業者等事業継続緊急支援金」の対象になる法人や個人事業主でも、受給できます。

※詳しくは、申請要領をご確認ください。

## 申請書類・申請方法

### ■申請書の取得・申請方法

・原則として町ホームページから申請書様式を取得し、窓口、郵送、電子メールで申請していただきます。

## 申請受付期間

令和4年（2022年）8月24日（水）～12月23日（金） ※期限必着

## 問い合わせ・申請先

〒079-0392（住所不要）

奈井江町役場 産業観光課 商工観光係

電話 0125-65-2118 メール shoko@town.naie.lg.jp

（町内事業者等事業継続緊急支援金 URL）<http://www.town.naie.hokkaido.jp/oshirase/>